

4-1

本資産は現在、伝統的生産技術の機械化・近代化、高齢化と後継者不足、関連する集落・施設の消滅など、社会構造の変化に伴ういくつかの景観保護上の課題を抱えている。

本資産の現状と課題

本資産の現状

本資産の各構成資産においては、茶業が現在も継続され、景観も概ね維持されている。

景観を形作る主要な要素である茶生産技術と生活様式は、伝統を守りながらも時代とともに緩やかに変化を遂げ、景観も変化しつつある。しかしながら景観としての真実性、全体性は担保されており、景観の変化についても全体として有機的な進化として積極的に評価しうる。

景観の保護措置としては、文化財保護法、景観法、京都府条例等により一部の構成資産に文化財としての保護措置ないし景観としての保全措置がとられているものの、資産全体での包括的な保存管理計画及び個別の構成資産の保護措置についてはいまだ検討段階にある。

本資産の課題

文化的景観の保存と地域の持続可能性という観点において、本資産はいくつかの課題に直面している。[1] 生業としての茶業の変化、[2] 生産者の社会構造の変化、[3] 伝統的土地利用、伝統的集落・家屋の変化、に集約される。

[1] 生業としての茶業の変化については、まず伝統的生産技術の変化が起こっている。茶園と茶栽培に関しては、露地茶園における効率化追求のための大規模集約化^[Fig.4-1-1]、摘採の機械化が起こっている。また防霜のための扇風機(防霜ファン)^[Fig.4-1-2]が多くの茶畑に設置され、茶園の立地条件がかつてよりも多様になってきている。覆下茶園においては、集約化は起こっていないものの、被覆材が伝統的な葦簀・稲藁から黑色寒冷紗^[Fig.4-1-3]に置き換わっている。

茶製造においては、抹茶は大正期、煎茶玉露は昭和初期以降に手作業から機械式に置き換わっているが、これらの工程はすべて伝統的な手作業の技術に基づいている。

茶の需要の変化も課題である。煎茶については需要減少にともなう消費価格の下落により、露地茶園の維持が難しくなる地域が生じつつある。一方で抹茶需要がスイーツ



[Fig.4-1-1]
大規模茶園——南山城村田山



[Fig.4-1-2]
防霜ファン——和束町撰原



[Fig.4-1-3]
黑色寒冷紗——八幡市野尻

の原料としての利用などで増加しており、露地茶園から覆下茶園へと転換する例が出てきている。

[2] 生産者の社会構造の変化については、高齢化と後継者不足による生産者数の減少が課題である。昨今は、個々の生産者の生産規模拡大により、茶園総面積は概ね維持されている状況である。

摘み子の確保も課題である。熟練の摘み子が高齢化しており、また不規則な就業時間や季節労働であるため、摘み子の担い手が減少している。

[3] 伝統的土地利用については、上記の茶園の変化に加え、市街化区域内の農地に対する開発圧力があり、その保全に課題がある。伝統的集落のうち家屋や茶工場等の歴史的建造物については、建て替えや老朽化にともなう解体・撤去の可能性がある。開発圧力は本資産の範囲内ではそれほど強いものではないが、人口減少や茶業機械の大型化、工程管理の変化にともない、空き家・遊休化が進み、徐々に課題が顕在化しつつある。

現在、本資産に近接する地域において新名神高速道路の建設が進められ、宇治田原インターチェンジの設置が予定されており、また宇治田原町と和束町にまたがる犬打峠のトンネル整備が予定されている。本資産に関わる景観への影響はそれほど大きくなく、むしろ生活・生業の利便性や観光可能性の拡大が期待される。

4-2-1

技術的・地理的・歴史的背景を持ち、かつ複数の自治体にまたがる多様な本資産を包括的に保護するためには、京都府行政・文化庁・研究者・茶業関係者・企業など多様な主体による保存管理計画が必要となる。

保存管理計画と活用

資産全体の包括的保存管理計画

保存管理計画の策定

本資産は、宇治茶の生産に係る栽培、製造に関わる土地利用と施設、そして技術革新が重ねられてきた歴史の変遷を示す構成要素が全て含まれているとともに、それらの構成要素が相互に関係を有しながら現在まで続いている文化的景観である。文化財保護法による重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区の選定は地方自治体ごとに個別の保存計画を立てて選定することとなっているため、構成資産が複数の自治体に所在する本資産においては、個別の重要文化的景観及び重伝建地区選定に加え、これら全体を文化的景観として包括する保存管理計画が必要である〔Fig.4-2-1-1〕。現在、文化庁の指導、助言を得ながら、宇治茶の文化的景観広域調整会議等で関係市町村等が緊密に連携して保存管理計画の策定を進めている。同計画の策定に当たっては、京都府に設置する宇治茶世界文化遺産登録推進有識者会議及び同調査研究会議による専門の見地からの助言・指導を受けている。

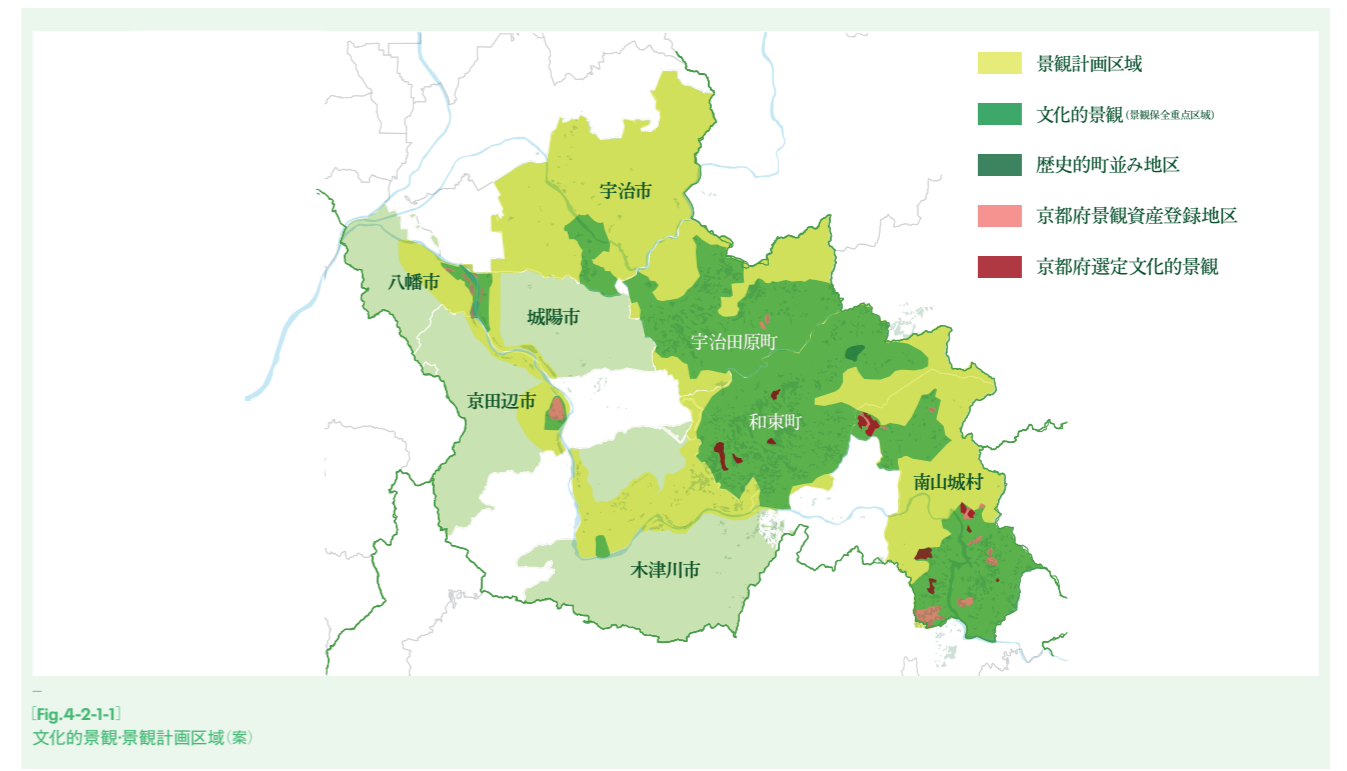
景観・生業両面からの保存管理

文化的景観としての包括的保存管理計画を立てることになるため、その内容は、文化財保護法による重要文化的景観の保存計画策定を基本とし、地域政策を効果的に組み合わせながら、景観と生業の両面から保存管理を図るものとする。

文化的景観の保全については、各構成要素につき文化財保護法による重要文化的景観ないし重伝建地区の選定を受けて文化的景観ないし伝建地区の保存計画を策定するとともに、資産全体を景観法による景観計画区域とすることを目指す。とりわけ茶畑については、その大部分が農業振興地域整備計画中の農用地に指定されており、原則転用が不許可という方針が採られており、農地としての保全が図られている。

生業としての茶生産の振興については、平成27年に京都府が、山城地域における山なり茶園での生産維持と、覆下茶園の手摘み茶等の生業としての継続を目的とした「京都府茶業振興計画」を策定した。本計画のなかで、生産者が協力・連携して茶園を維持する仕組みづくりや手摘み茶等のブランド力の向上対策を検討している。

また、公益社団法人京都府茶業会議所は、宇治茶文化に対する消費者の理解促



進、宇治茶に係わる伝統技術の保存、宇治茶の品質向上対策、宇治茶の普及啓発、宇治茶振興に対する支援を行っている。そのほか、伝統的生産技術と新技術を研究する茶業研究所(京都府)や、京都府茶協同組合、京都府茶生産協議会が、茶業の振興や担い手の支援を図っている。

周辺環境の保全

本資産における資産と一体をなす周辺環境の範囲及び保全措置については、個別構成要素ごとにそれぞれの特徴、整備状況及び周辺環境等に応じて適切に対応することが必要であるとともに、資産全体に一貫した保全措置が立てられねばならない。本資産の周辺環境においては、景観法に基づく景観計画の策定や景観条例等の制定により、資産と一体をなした積極的な保全措置を図るものとする。現在、宇治市、和束町、南山城村が景観行政団体となっており、宇治市及び和束町で景観計画が策定されている。景観計画未策定の関係市町村の内、条件の整ったものから景観法に基づく景観計画等の手続きについて順次進めていく方針である。

また、構成資産の保護に係る周辺環境保全の重要性について、住民の認識を得ることを目的に、「宇治茶の文化的景観」の顕著な普遍的価値を理解するためのワークショップ等の啓発活動を積極的に実施している。

4-2-2

複数の特徴をもつ個別構成資産には、文化財保護法に基づく重要文化的景観もしくは重要伝統的建造物群への選定を推し進めることによってその保護を目指す。

第4章 | 第2節 保存管理計画と活用

第4章 | 第2節 | 第2項 個別構成資産に係る保存管理計画

個別構成資産の保護措置

個別構成資産は、文化財保護法に基づく重要文化的景観または重要伝統的建造物群に選定し、保護を図ることを進めていく [Fig.4-2-2-1]。

現在、個別構成資産のうち、1件の既選定重要文化的景観がある。重要文化的景観等の文化財未選定の構成資産については、前ページの図 [Fig.4-2-1-1] をベースとして、条件の整ったものから順次選定に向けた手続きを進めていく方針である。

保存管理計画の策定にあたっては、関係市町村と一体的に取り組むこととし、文化庁および宇治茶世界文化遺産登録推進有識者会議による専門的見地からの助言・指導を受ける。

国選定文化財に加え、個別構成資産の内、京都府景観条例に基づく京都府景観資産の登録、府文化財保護条例に基づく京都府選定文化的景観に選定された地区もある。府景観資産登録制度は、地域固有の歴史や文化に裏打ちされた府内各地の身近な景観とその景観を支えている地域の活動を合わせて、景観資産として登録するものである。府選定文化的景観は、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち、府民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもので、府景観条例が規定する府景観資産に登録された区域などに存し、府又は市町村が保存及び修復のために必要な措置を講じているものうち府にとって重要なものが選定対象となる。

個別構成資産にかかる地域の景観保全の取組状況は、以下の通りである。

国選定重要文化的景観

- 宇治市「宇治の文化的景観」(平成21年2月選定)

本資産の範囲内において現在唯一、重要文化的景観に選定されている。宇治川の自然景観を骨格に、両岸に平安時代以来の歴史的な文化財と町並みが伝えられ、さらに中世以来の宇治茶生産の伝統が重層する個性的な都市景観として、重要文化的景観に選定されている。選定範囲は中宇治一帯と背後の宇治川両岸、そして白川の



[Fig.4-2-2-1]
重要文化的景観「宇治の文化的景観」(宇治市)

茶園である。茶生産のみならず平安時代以来の都市的伝統によって形作られた都市景観も含めた価値付けになっているものの、中宇治、白川における宇治茶生産に関わる範囲は概ね保護対象となっている。

和束町では平成28年に景観法に基づく景観計画が策定され、令和2年度より重要文化的景観の選定に向けた調査が実施されている。

京都府景観資産登録

- 和束町「宇治茶の郷 和束の茶畑」
NPO法人わづか有機栽培茶業研究会(平成20年1月24日登録)
- 南山城村「宇治茶の主産地・南山城村——大空へ向かって駆け上がる茶畑景観」
南山城村茶業振興対策協議会(平成27年1月22日登録)
- 八幡市「高品質てん茶の産地・八幡市～流れ橋周辺に広がる浜茶の景観～」
JA 京都やましろ都々城茶生産組合(平成27年1月22日登録)
- 城陽市「浜茶と竹林の景観・城陽市上津屋——木津川の恵みをもたらす宇治碾茶」
城陽市茶生産組合(平成27年6月12日登録)
- 京田辺市「玉露の郷・京田辺飯岡——丘陵地に広がる覆下茶園と集落の景観」
京田辺市飯岡区(平成27年6月12日登録) [Fig.4-2-2-2]
- 宇治田原町「緑茶のふるさと・宇治田原湯屋谷——永谷宗門生家と茶園景観」
宇治田原町湯屋谷区(平成27年6月12日登録)

京都府選定文化的景観

- 和束町「和束町の宇治茶の茶畑景観」(平成20年3月21日選定)
- 南山城村「南山城村の宇治茶生産景観——山なりの茶畑と山裾の農家」
(平成27年3月24日選定) [Fig.4-2-2-3]



[Fig.4-2-2-2]
府景観資産
玉露の郷・京田辺飯岡



[Fig.4-2-2-3]
府選定文化的景観
山なりの茶畑と山裾の農家(高尾荒堀地区)

4-2-3

本資産の活用への取り組みは、
組織化、ブランディング、観光振興など、
多面的に展開されている。

第4章 | 第2節 保存管理計画と活用

第4章 | 第2節 | 第3項 活用への取り組み

「宇治茶の文化的景観」の保存活用

まず平成25年度に大学研究者や茶業関係者、企業、NPOなどが結集して「宇治茶世界文化遺産登録推進プラットフォーム」が設けられた。[1] 日本茶のふるさと「宇治茶生産の景観」を維持するための戦略、[2] 世界文化遺産を目指すための「宇治茶のブランド価値発信」戦略、[3] 宇治茶生産の景観と宇治茶ファンを結ぶ「感動と共感の場づくり」戦略から各種の取組を展開している。

平成26年からは京都府が主導し市町村、関係団体とともに「お茶の京都」の取り組みを進めている。宇治茶の文化や歴史を切り口に、京都府南部の山城地域を日本茶文化の一大拠点とすることを目的に、[1] 宇治茶の価値の再発見、景観やお茶文化の維持・継承、[2] お茶の文化・魅力を発信する交流エリアの創出、ネットワーク化、[3] お茶産業のイノベーション創出、[4] お茶の文化、魅力の効果的なプロモーション・観光誘客の推進の各事業を実施している。

平成29年度には一般社団法人京都山城地域振興社(お茶の京都DMO)が設立され、京都府南部の山城地域の連携とネットワークの強化を図り、観光地域づくりの推進、交流人口の拡大及び地域商社として宇治茶をはじめ地域資源のブランド化を図ることを目的に、広域周遊観光に向けた取組を展開している。

各市町村や集落においても、道の駅をはじめとした交流拠点の開設、街並み修景の取組、農家民宿の開業、案内板の整備、学生提案による交流イベントの開催といった保存活用への取り組みが進められている[Fig.4-2-3-2]。

日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」の認定

平成27年4月に、山城地域における「抹茶」「煎茶」「玉露」を生み出した技術革新や茶道をはじめとした喫茶文化の展開をリードしてきた歴史ストーリーが、「日本茶800年の歴史散歩」として文化庁に日本遺産として認定された。本資産を含む12市町村にまたがる28の史跡と「宇治茶手もみ製茶技術」、毎年10月の「宇治茶まつり」の「名水汲み上げの儀」「茶壺口切の儀」「茶筌塚供養の儀」の4件を合わせた計32件がその構成資産となっており、その整備・活用・発信による地域活性化を図っている。



[Fig.4-2-3-1]
プラットフォームの活動 | キッズ茶ムリエ



[Fig.4-2-3-2]
永谷宗円生家を活用したイベント



[Fig.4-2-3-3]
資産案内説明板

第5章 | 第1節 顕著な普遍的価値(OUV) [54]

第5章 | 第2節 世界遺産の適用種別及び登録基準 [55]

第5章 | 第3節 真実性と完全性 [56]

第5章 | 第4節 類似遺産との比較 [58]

第5章 世界遺産への妥当性